五島市議会基本条例の制定に向けた提案

# 提案の目的

五島市議会機能の向上のために、議会基本条例の制定を提案したい。

※２０１９年４月１日現在全国、全国８８８の自治体で議会基本条例を制定済、全国の自治体における制定自治体の割合（制定率）は４９．７％となる

# 議会基本条例とは

**一般財団法人地方自治研究機構より抜粋**

〇　議会基本条例とは、「議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定める条例」であるとされる（礒崎初仁「自治体政策法務講義（改訂版）」（第一法規　平成３０年３月）６４頁）。

〇　議会基本条例は、地方分権推進に伴い議会の役割と権限が強化されている一方で、住民からは議会や議員の活動に対して厳しい目が向けられている中で、地方議会自らが議会の活性化、議会の改革の取組みを積極的に行うようになり、その大きな柱として制定が進められてきたものである。

　議会の活性化、議会の改革の動きは、一般的に、住民との関係の強化と政策形成機能の強化の両面から進められてきた。住民との関係強化の面では、会議の公開、議員の賛否公開、参考人・公聴会の充実、**議会報告会や住民との意見交換会の開催、議会審議への住民参加、議会モニター制度、夜間・土日会議の開催など**、政策形成機能の強化の面では、一問一答方式の導入、**首長等への反問権の付与**、**積極的な議員間討論の実施、議決事項の追加、委員会による政策提言、議員提案条例の提出、外部専門家の活用、事務局体制の強化、通年議会制度**などが進められてきた。こうした新たな議会のあり方、**運営のルールなどを、条例の形で住民に示し、議会、議員の活動の指針**とするのが、議会基本条例であるとも言える。

# 条例の具体例

吉田勉「第５章自治制度の改革第４節議会改革の取組み」は、次のような事項を掲げている。

①前文　自治体における議会の存在意義や重要性の確認等

②総則（目的・基本方針等）　議会の基本理念や基本事項等､二元代表制の認識・役割

③議会・議員の活動規範　言論の府・合議制の機関としての議員相互間の自由・積極的な討論の推進

審議、議案修正、決議等の諸活動を通じての積極的な政策立案・提言の取組み

④議会運営の基本ルール　**常任委員会の柔軟な設置と適正な運営の確保、正副議長の選出過程の透明性等**

⑤住民との関係　**住民に対する情報公開・情報提供、議会報告会の開催、重要議案に対する議員の態度の公表等**

住民の議会活動参画の推進、請願・陳情等を住民からの政策提言として位置付けての活動

⑥長との関係　本会議における一問一答方式の導入、**長への反問権の付与等長に対する政策過程**、代替案等の説明義務化

⑦議会改革・体制整備等　調査機関の設置、附属機関の設置、議会事務局の法務・調査機能の充実、議会事務局の人材育成・確保、議会図書室の適正運営

⑧政治倫理

⑨議会基本条例の位置づけ　　議会運営の最高規範性